【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月29日
【会社名】	スリーエム カンパニー (3M Company)
【代表者の役職氏名】	グレッグ・M・ラルソン 法律副顧問兼秘書役 (Gregg M. Larson, Deputy General Counsel and Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター (3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　松　添　　聖　史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士　　谷　田　部　耕　介
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
【電話番号】	(03)6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当なし

１．別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝109.51円（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年5月16日の対顧客電信直物売買相場仲値)の換算率により計算されている。

以上

1【提出理由】

2019年5月1日、米国デラウェア州の会社であるスリーエム　カンパニー（以下「当社」という。）は、ガーンジーのリミテッド・パートナーシップ（以下「売主」という。）であるアセリティ・エル・ピー・インク及びデラウェア州の会社であり売主の完全保有子会社であるアセリティ・インク(以下「アセリティ」という。）と株式売買契約(以下「株式売買契約」という。）を締結した。かかる株式売買契約に基づき、当社は、株式売買契約の諸条件に従い、アセリティの全発行済株式を取得する予定である。

したがって、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定により本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告

(1)　当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	アセリティ・インク （Acelity, Inc.）
住所	アメリカ合衆国 78249 テキサス州サン・アントニオ市 W.インターステート10、12930、アセリティ・エル・ピー・インク （Acelity L.P. Inc., 12930 W. Interstate 10, San Antonio, TX 78249, U.S.A.）
代表者の氏名	ゼネラル・カウンセル:ジョン・ビブ （John Bibb, General Counsel）
資本金 (普通株式及び払込剰余金) (2018年12月31日現在)	2,842,278千ドル（311,257,864千円）
事業の内容	医療技術のグローバル企業として、KCIブランドの下で販売されている先進的創傷治療及び特殊外科アプリケーションを重点的に手掛けている。

(2)　当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数	異動前	0 個
	異動後	3,446.6344982 個
総株主等の議決権に対する割合	異動前	0 %
	異動後	100 %

(3)　当該異動の理由及びその年月日

①　異動の理由

2019年5月1日、当社は株式売買契約を締結し、それに従い、当社はアセリティの全株式を取得し、アセリティは完全子会社となる予定である。また、アセリティの資本金(普通株式及び払込剰余金）の額が当社の資本金(普通株式及び払込剰余金）の額の10%以上に相当することから、アセリティは当社の特定子会社となる予定である。

②　異動の年月日

2019度下半期

2.　企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告

(1)　取得対象子会社の概要

①　商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アセリティ・インク （Acelity, Inc.）
本店の所在地	アメリカ合衆国 78249 テキサス州サン・アントニオ市 W.インターステート10、12930、アセリティ・エル・ピー・インク （Acelity L.P. Inc., 12930 W. Interstate 10, San Antonio, TX 78249, U.S.A.）
代表者の氏名	ジェネラル・カウンセル:ジョン・ビブ （John Bibb, General Counsel）
資本金 (普通株式及び払込剰余金) (2018年12月31日現在)	2,842,278千ドル（311,257,864千円）
純資産の額 (2018年12月31日現在)	2,169,548千ドル（237,587,201千円）
総資産の額 (2018年12月31日現在)	5,026,218千ドル（550,421,133千円）
事業の内容	医療技術のグローバル企業として、KCIブランドの下で販売されている先進的創傷治療及び特殊外科アプリケーションを重点的に手掛けている。

②　最近3年間に終了した各事業年度の収益、税引前利益及び当期純利益

（連結）	2018年度	2017年度	2016年度
収益	1,468,000千ドル	1,332,970千ドル	1,398,547千ドル
営業利益	175,385千ドル	185,135千ドル	219,200千ドル
税引前利益(損失)	2,346千ドル	(154,821千ドル)	(90,352千ドル)
当期利益(損失)	(94,779千ドル)	115,946千ドル	(114,811千ドル)

③　提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	取引終了前において当社とアセリティに資本関係はない。
人的関係	取引終了前において当社とアセリティに人的関係はない。
取引関係	アセリティは当社の商品を若干量購入している。

(2)　取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当該子会社の取得は、当社のメディカル・ソリューション事業を強化し、結果を改善し、患者及び医療提供者のエクスペリエンスを高めるため包括的かつ高度な外科的創傷治療ソリューションを提供するという当社の成長戦略をサポートする。

(3)　取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

約44.452億ドル（4,868億円）（但し当該金額は調整される可能性がある。）に、2018年12月31日から取得完了日までの期間のティッキング・フィーを加算した金額。
なお、当該取引に関するアドバイザリー費用の額は未定である。

以上